

石川県中央会 会報

No.4

目 次

第147回通常総会で成立した主な中小企業関係法律について	2
平成12年度中小企業者に関する国等の契約の方針	10
『「経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針」の実現に向けて IT革命を起爆剤とした躍動の10年へ 』のポイント	14
「平成12年版労働経済の分析」(労働白書要約).....	20
平成12年版通信白書要旨	23
石川県における創業者支援融資について	28
合同企業就職説明会開催	29
協同組合国際化推進事業報告(極東ロシア視察研修).....	30
第15回組合交流ゴルフ大会開催	31
第6回青年中央会交流ボウリング大会開催.....	32
個別専門相談室開設のご案内	32
ベンチャープラザ2000石川の参加者募集について	33

第147回通常国会で成立した主な中小企業関係法律について

第147回通常国会は、平成12年1月20日に召集され、6月2日に衆議院の解散により閉会したが、同国会では、186件の法律案が提出され、117件（継続法案を含む）が成立した。

同国会で、成立した主な中小企業関係法律及び概要は以下のとおりである。

〔成立した主な法律の概要〕

1. 地方税法等の一部を改正する法律（平成12年法律第4号、3月22日成立、3月29日公布、4月1日施行、ただし、一部を除く）

地方税負担の軽減及び合理化等を図るため、平成12年度の固定資産税の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整措置、宅地等に係る不動産取得税の課税標準の特例措置等を講ずるほか、非課税等特別措置の整理合理化等を行うもの。

2. 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律（平成12年法律第12号、3月24日成立、3月31日公布、4月1日施行）

介護労働者の雇用管理の改善に関する措置を促進するため、当該措置を実施する事業主に對し、雇用保険の雇用安定事業等として助成及び援助を行うもの。

3. 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成12年法律第13号、3月24日成立、3月31日公布、4月1日施行、ただし、一部5月1日施行）

住宅ローン税額控除制度の拡充、特定情報通信機器の即時償却制度の延長等の民間投資等の促進のための措置並びに特定中小会社の株式の譲渡益に対する課税の特例及び同族会社の留保金課税の特例の創設等の中小企業等の振興のための措置を講ずるとともに、年齢16歳未満の扶養親族に係る扶養控除の特例の廃止、相続税の延納の利子税の軽減等の改正を行うほか、技術等海外取引に係る所得の特別控除制度の見直し等既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて特別国際金融取引勘定に係る利子の非課税、土地の登記に係る登録免許税の課税標準の特例、被災代替資産等の特別償却制度等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を講ずるもの。

4. 法人税法の一部を改正する法律（平成12年法律第14号、3月24日成立、3月31日公布、4月1日施行）

法人税における有価証券の評価方法等について、売買目的の有価証券については時価により事業年度末の評価を行うこととする等所要の改正を行うとともに、退職年金等積立金に対する法人税について、退職年金業務等を行う外国法人を納税義務者の範囲に加える等のほか、所要の規定の整備を図るもの。

5. 国民年金法等の一部を改正する法律（平成12年法律第18号、3月28日成立、3月31日公布、4月1日施行、ただし、一部は、公布から3月以内において政令で定める日、10月1日、平成14年4月1日、平成15年4月1日、平成16年4月1日等から施行）

厚生年金保険の年金給付の水準の適正化、65歳到達以後の年金額の改定方法の見直し、老齢厚生年金の支給開始年齢の長期にわたり、かつ、段階的な引上げ及びこれに伴う老齢厚生年金の繰上げ支給制度の創設並びに厚生年金保険の被保険者となる年齢上限の69歳への引上げ及び65歳以上の被保険者に係る老齢厚生年金の支給停止制度の導入等の措置を講ずるとともに、被保険者間の保険料負担の公平性を確保するための厚生年金保険における総報酬制の導入、国民年金の保険料に係る学生の納付特例及び半額免除制度の創設並びに厚生年金基金制度の改善等の措置を講ずるほか、厚生年金保険及び国民年金の積立金を自主運用することとする等の措置を講ずるもの。

6. 年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成12年法律第20号、3月28日成立、3月31日公布、国民年金法等の一部を改正する法律（平成12年法律第18号附則第1条第16号の規定の施行日から施行）

特殊法人の整理合理化を推進する観点から年金福祉事業団を解散するとともに、厚生年金保険又は国民年金の被保険者又は受給権者等の福祉の増進を図るため、年金福祉事業団が実施していた業務の一部を年金資金運用基金において特例的に実施させ、又は社会福祉・医療事業団において新たに実施させるもの。

7. 平成12年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律（平成12年法律第34号、3月31日成立、3月31日公布、4月1日施行）

国民年金、厚生年金、児童扶養手当等の額について、物価の変動に応じた改定の措置を講じないこととするもの。

8. 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成12年法律第39号、3月31日成立、4月7日公布、公布から1月以内において政令（平成12年政令第198号）で定める日（4月10日）から施行、ただし、一部平成13年1月6日施行）

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の題名及び目的規定に環境衛生関係営業の「振興」を加え、環境衛生同業組合等の事業に「組合員の営業に係る地域社会の福祉の増進に関する事業の実施に資する事業」を加え、国及び地方公共団体の環境衛生同業組合等に対する助成に関して規定するとともに、「環境衛生」の用語を「生活衛生」に改める等の措置を講ずるもの。

9. 商業登記法等の一部を改正する法律（平成12年法律第40号、4月11日成立、4月19日公布、公布から1年以内において政令で定める日から施行）

電子計算機により処理された情報を電気通信回線により伝達して行う取引等を確実かつ円滑に行うことができるようにするため、登記官においてこれらの情報の作成者を確認する方法を証明する制度並びに公証人において電子計算機等を用いて電磁的記録の認証及び確定日付の付与の事務を行う制度を創設するもの。

10. 中小企業指導法の一部を改正する法律（平成12年法律第43号、4月12日成立、4月19日公布、公布から3月以内において政令（平成12年政令第219号）で定める日（5月12日）から施行、ただし、一部公布から1年6月以内において政令で定める日から施行）

中小企業者の依頼に応じて経営の診断その他の方法により中小企業者が経営資源を確保することを支援するため、国、都道府県等及び中小企業総合事業団が行う中小企業者に対する支援の事業等を強化するとともに、中小企業の経営の診断等の業務に従事する者の登録の制度を設けるもの。

11. 産業技術力強化法（平成12年法律第44号、4月14日成立、4月19日公布、公布から1月以内で政令（平成12年政令第205号）で定める日（4月20日）から施行）

産業技術力の強化に関し、国、地方公共団体、大学及び事業者の責務、施策の基本となる事項を定めるもの。

12. 技術士法の一部を改正する法律（平成12年法律第48号、4月19日成立、4月26日公布、平成13年4月1日施行）

技術士と同等以上の外国の資格を有する者についての技術士の資格に関する特例を設けるとともに、良質の技術士の一層の育成を図るため、第二次試験の受験資格の改善を図るほか、

技術士等の公益確保等の責務を定めるもの。

13. **弁理士法**（平成12年法律第49号、4月18日成立、4月26日公布、平成13年1月6日施行、ただし、一部平成14年1月1日、公布から2年以内において政令で定める日から施行）

工業所有権の適正な保護及び利用の促進等の要請への的確な対応を図るため、弁理士制度について、工業所有権に関する仲裁事件の手續の代理、契約の締結の代理等の業務を弁理士の業務に追加するとともに、特許業務法人制度の創設等を行うため、弁理士法の全部を改正するもの。

14. **雇用保険法等の一部を改正する法律**（平成12年法律第59号、4月28日成立、5月12日公布、平成13年4月1日施行、ただし、一部公布日（5月12日）、10月1日、平成13年1月1日施行）

雇用保険制度等において、倒産、解雇等による離職者に対する求職者給付の重点化、育児休業給付及び介護休業給付の改善等を行うほか、給付に要する費用に係る国庫負担の割合に関する暫定措置を廃止するとともに、雇用保険率を引き上げるもの。

15. **高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律**（平成12年法律第60号、4月28日成立、5月12日公布、10月1日施行）

高年齢者の雇用の安定の確保等を図るため、事業主は定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の措置を講ずるよう努めなければならないものとするとともに、高年齢者等の再就職の促進に関する措置を充実するもの。

16. **消費者契約法**（平成12年法律第61号、4月28日成立、5月12日公布、平成13年4月1日施行）

消費者と事業者との間で締結される契約に係る紛争を公正かつ円滑に解決することにより、消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与するため、事業者の一定の行為により消費者が誤認し、又は困惑した場合について契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとするとともに、事業者の損害賠償の責任を免除する条項その他の消費者の利益を不当に害することとなる条項の全部又は一部を無効とするもの。

17. 悪臭防止法の一部を改正する法律（平成12年法律第65号、5月11日成立、5月17日公布、平成13年4月1日施行）

最近における悪臭の実態に的確に対処するため、市町村長は事故により事業場から悪臭原因物が排出される場合に応急措置を講ずべきことを命ずることができることとするとともに、臭気指数等の測定の業務に従事する者に関する制度を設けるもの。

18. 地方分権推進法の一部を改正する法律（平成12年法律第71号、5月12日成立、5月19日公布・施行）

地方分権の推進に関する施策の実施状況にかんがみ、引き続き地方分権を総合的かつ計画的に推進するため、地方分権推進法の有効期間を一年間延長するもの。

19. 港湾労働法の一部を改正する法律（平成12年法律第72号、5月12日成立、5月19日公布、公布から6月以内において政令で定める日から施行）

港湾運送に必要な労働力の確保に資するとともに、港湾労働者の雇用の安定その他福祉の増進を図るため、港湾労働者派遣事業の制度を創設して港湾労働者の就労の機会を確保するもの。

20. 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年法律第73号、5月12日成立、5月19日公布、公布から1年以内において政令で定める日から施行）

地域の実情に応じた合理的な都市計画制限を行うため、市街化区域及び市街化調整区域の区分を原則として都道府県が選択することができることとし、用途地域が定められていない区域の特定の用途の規制のための特定用途制限地域制度の創設、未利用となっている建築物の容積の活用を促進するための特例容積率適用区域制度の創設、都市施設に係る立体的な都市計画の決定手法の導入、地区計画の決定要件の緩和、都市計画決定手続の透明化及び開発許可の基準の見直しを行うとともに、都市計画区域外において一定の土地利用規制のための準都市計画区域制度の創設及び一定規模以上の開発行為の規制の導入を行う等の措置を講ずるもの。

21. 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成12年法律第76号、5月12日成立、5月19日公布、自然独占事業に固有な行為に対する適用除外規定の廃止については、公布の日から1月を経過した日（6月19日）から施行、差止請求制度の導入等については、平成13年1月6日から6月以内において政令で定める日から施行）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の自然独占事業に固有な行為に対する適

用除外規定の廃止、不公正な取引方法を用いた事業者等に対する差止請求を行うことができる制度の導入等を行い、公正かつ自由な競争を一層促進するもの。

22. 商法等の一部を改正する法律（平成12年法律第90号、5月24日成立、5月31日公布、公布から1年以内において政令で定める日から施行）

会社が組織の再編成を行うことを容易にするため、会社はその営業の全部又は一部を他の会社に承継させる会社分割の制度を創設するもの。

23. 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成12年法律第91号、5月24日成立、5月31日公布、商法等の一部を改正する法律（平成12年法律第90号）の施行の日から施行）

商法等の一部を改正する法律の施行に伴い、民法その他の関係法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定めるもの。

24. 預金保険法等の一部を改正する法律（平成12年法律第93号、平成13年4月1日施行、ただし、一部公布から3月以内において政令（平成12年政令第355号）で定める日（6月30日）から施行）

我が国の金融の機能の一層の安定化及び破綻金融機関の的確な処理を図るため、破綻金融機関に係る合併等に対する資金援助の適用範囲を拡大し、かつ、金融整理管財人による管理、破綻金融機関の業務承継及び金融危機に対応するための措置等の制度を創設するとともに、金融機関について民事再生手続の特例等を設けるほか、特例業務基金に充てるための交付国債の増額及び資金援助の特例の延長等を行い、さらに協同組織金融機関の経営基盤の強化を図るための所要の措置を講ずるもの。

25. 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号、5月24日成立、5月31日公布、平成13年1月6日施行、ただし、一部平成13年4月1日施行）

電子署名の円滑な利用の確保による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進を図るため、電子署名に関し、電磁的記録の真正な成立の推定、特定認証業務に関する認定の制度その他必要な事項を定めるもの。

26. 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号、5月24日成立、5月31日公布、平成13年4月1日施行、ただし、一部平成13年3月1日施行）

電子署名の円滑な利用の確保による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進を図

るため、電子署名に関し、電磁的記録の真正な成立の推定、特定認証業務に関する認定の制度その他必要な事項を定めるもの。

27. **会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律**（平成12年法律第103号、5月24日成立、5月31日公布、商法等の一部を改正する法律（平成12年法律第90号）の施行の日から施行）
会社がその営業の全部又は一部を他の会社に承継させる会社分割の制度の創設に伴い、労働者の保護を図るため、労働契約の承継等に関する特例等を定めるもの。

28. **建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律**（平成12年法律第104号、5月24日成立、5月31日公布、公布から6月以内において政令で定める日から施行、ただし、一部公布から1年以内において政令で定める日、公布から2年以内において政令で定める日から施行）
特定の建設資材廃棄物について、主務大臣の定める基本方針等並びに分別解体等及び再資源化等の実施に関する事項等を定めるとともに、解体工事業者について登録制度を実施することにより、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るもの。

29. **廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律**（平成12年法律第105号、5月26日成立、6月2日公布、10月1日施行、ただし、一部公布日（6月2日）、平成12年4月1日施行）
廃棄物について適正な処理体制を整備し、不適正な処分を防止するため、国における基本方針の策定、廃棄物処理センターにおける廃棄物の処理の推進、産業廃棄物管理票制度の見直し、廃棄物の焼却の禁止、支障の除去等の命令の強化等の措置を講ずるとともに、周辺の公共施設等の整備と連携して産業廃棄物の処理施設の整備を促進するもの。

30. **循環型社会形成推進基本法**（平成12年法律第110号、5月26日成立、6月2日公布・施行、ただし、循環型社会形成推進基本計画に係る規定は、平成13年1月6日施行）
循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めるもの。

31. **出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律及び貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律**（平成12年法律第111号、5月31日成立、6月7日公布、平成13年1月1日施行）
資金需要者等の利益の保護を図るため、日賦貸金業者が業として金銭の貸付けを行う場合

の上限金利を引き下げるとともに、日賦貸金業者が貸付条件等の掲示を行う場合等における規制等について定めるもの。

32. 再生資源の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成12年法律第113号、5月31日成立、6月7日公布、平成13年4月1日施行）

使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生部品の利用の促進に関する措置を講ずるとともに、再生資源の利用の促進に関する措置を拡充するもの。

33. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号、5月30日成立、6月7日公布、平成13年4月1日施行）

食品循環資源の再生利用等について国の基本方針及び食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定め、当該事項を遵守させるための措置を講ずるとともに、再生利用事業者の登録その他食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るもの。

平成12年度中小企業者に関する国等の契約の方針

国は、平成12年度における中小企業者に関する国等の契約の方針を次のとおり定め、国等の契約の締結に当たり、予算の適正な使用に留意し、世界貿易機関政府調達協定及び政府調達に関する我が国の各種行動計画との整合性を確保しつつ、中小企業者を取り巻く厳しい情勢を踏まえ、中小企業者の受注の機会の増大に努めるとともに、国等の調達する物品等（工事及び役務を含む。以下同じ。）の受注を確保しようとする中小企業者の自主的な努力を助長するよう配慮するものとする。

なお、消費税及び地方消費税については、その適正な転嫁を受け入れるものとする。

また、国は、地方公共団体に対し、国等の契約の方針を参考として、地域の実情に応じ必要な場合には中小企業者に関する契約の方針を策定する等中小企業者の受注機会の増大のための措置を講ずるよう要請する。

中小企業者向け契約目標

平成12年度における国等の契約のうち、中小企業者向け契約の金額が、約5兆3,170億円となるよう努めるものとする。

この金額は、国については約3兆5,660億円、公団等については約1兆7,510億円とする。

中小企業者の受注機会の増大のための措置

国等は、前年度までの中小企業者に関する国等の契約の方針に定められた措置について一層の徹底を図るものとし、平成12年度においては、次の措置を強力に推進するものとする。

(1) 中小企業官公需特定品目等の発注情報等の提供及び発注の増大

(ア) 国等は、中小企業官公需特定品目（織物、外衣・下着類、その他の繊維製品、家具、機械すき和紙、印刷、潤滑油、事務用品、台所・食卓用品及び再生プラスチック製製品）に関する発注計画を作成し、当該発注計画に関する情報を中小企業団体中央会等を通じて中小企業者に提供するものとする。

(イ) 国等は、発注計画に関する情報の提供を行った特定品目のうち、落札価格等契約結果に関する情報の提供が中小企業者の受注機会の増大のため効果的であると認められるものを、適切な方法により、中小企業者の参考に資するよう、中小企業団体中央会等を通じて中小企業者に提供するものとする。

(ウ) 国等は、中小企業官公需特定品目の発注を行うに際し、法令の規定に基づく随意契約制度の活用等により中小企業者の受注機会の増大を図るものとする。

(エ) 国等は、特定品目以外の物品、工事及び役務であって政府調達協定等に基づき官報掲載されるものを除く一般競争の発注に関連する情報並びに工事であって公募型の指名競争の発注に関連する情報を中小企業団体中央会等を通じて中小企業者に提供するように努めるものとする。

(オ) 国等は、工事であって政府調達協定等に基づき官報掲載されるものを除く一般競争及び公募型指名競争の発注に関連する情報提供を行ったもののうち、落札結果等に関する情報の提供が中小企業者の受注機会の増大のため効果的であると認められるものを、適切な方法により、中小企業者の参考に資するよう、中小企業団体中央会等を通じて中小企業者に提供するように努めるものとする。

(2) 官公需適格組合等の活用

(ア) 国等は、法令の規定に基づく随意契約制度の活用等により、中小企業庁が証明した官公需適格組合を始めとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るものとする。また、官公需適格組合の競争入札参加資格審査に当たっては、総合点数の算定方法に関する特例の一層の活用に努めるものとする。

(イ) 特に、官公需適格組合制度については、各省各庁等は、中小企業庁と協力しつつ、発注機関に対し、その一層の周知徹底に努めるものとする。

(3) 指名競争契約等における受注機会の増大

(ア) 国等は、指名競争を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保すること等により、中小企業者の受注機会の増大を図るものとする。また、一般競争の場合についても同様の配慮を払うものとする。なお、資格等級に対応する契約の予定金額については、価格水準の変動等をも勘案しつつ、適時見直しを行う等一層の適正化を図るとともにこれを公表するものとする。

(イ) 特に、中小工事等に係る発注及び中小企業官公需特定品目に係る発注に当たっては、できる限り中小企業者を指名するなど、特段の配慮を払うものとする。

(ウ) 少額の契約案件にあつては、法令の規定に基づく随意契約制度の活用により、中小企業者の受注機会の増大を図るように努めるものとする。

(4) 中小企業者への説明の徹底

国等は、物品等の発注を行うに際しては、中小企業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格等必要な事項について十分説明に努めるものとする。

(5) 銘柄指定の廃止

国等は、物品等の発注に当たっては、真にやむを得ないと認められる場合を除き、直接の銘柄指定はもとより原材料等の間接の銘柄指定等を行わないものとする。

(6) 分離・分割発注の推進

国等は、物品等の発注に当たっては、政府調達協定等との整合性の確保に特段の配慮をしつつ、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが適切であるかどうかを十分検討し、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。なお、公共工事においては、公共事業の効率的執行を通じたコスト縮減を図る観点から適切な発注ロットの設定が要請されているところであり、かかる要請を前提として分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

(7) 計画的発注の推進及び労働時間短縮への配慮

国等は、物品等の発注に当たっては、可能な限り、計画的な発注を行うとともに、法定労働時間の週40時間制の実施、中小企業者の週休2日制等の動きを踏まえ、適正な納期、工期の設定に配慮するものとする。

(8) 適正価格による発注

国等は、中小企業者に対する物品等の発注に当たっては、需給の状況、原材料価格の実情、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適正な価格での発注に配慮するものとする。

(9) 地方支分部局等における地元中小企業者等の活用

国等は、地方支分部局等の契約の限度額について、適時見直しを行い所要の引上げを図るとともに、地方支分部局等において消費される物品等については、極力地方支分部局等における調達を促進することにより、地元中小企業者等の受注機会の増大を図るものとする。

(10) 中小建設業者に対する配慮

国等は、上記に掲げるもののほか、中小建設業者を取り巻く現下の諸情勢にかんがみ、中小工事の早期発注等により中小建設業者に対し特段の配慮を払い、その受注機会の増大に努めるものとする。また、指名競争を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保することとするが、優良な工事成績を上げた中小建設業者に対しては、施工能力等を勘案し、上位の等級に属する工事に係る競争に参加できるようにする等積極的に受注機会の確保に努めるものとする。

特に公共工事に関する発注に当たっては、共同による請負の一層の活用等により、中小建設業者に対する受注機会の増大に努めるものとする。また、地元建設業者、専門工事業者等の中小建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

(11) 技術力のある中小企業者に対する入札参加機会の拡大に向けての措置

国は、技術力のある中小企業者の入札参加機会（公共事業を除く。）の拡大について、平成13年度からの実施に向けて所要の準備及び中小企業者等への情報の提供に努めるものとする。

(12) 競争契約参加資格審査手続の簡素化

国等は、競争契約参加資格者の審査について、申請書類の統一化及び申請手続の簡素化等を

一層推進するものとする。なお、申請書類及び審査基準等の統一化（公共事業を除く。）については、国は、平成13年度からの実施に向けて所要の準備に努めるものとする。また、申請手続については、国等は、国における調達手続の電子化に関する検討の進ちょく状況等を踏まえつつ、書面によるほか、電子的手段によっても可能とするよう努めるものとする。

(13) 中小企業者の自主的努力の助長

(ア) 国等は、中小企業者の自主的努力を助長するため、官公需に関する情報を、実情に即して電子的手段により提供するよう努めるものとする。また、競争入札参加資格申請の情報については、官報、掲示等によるほか、中小企業団体中央会等を通じて広く中小企業者に提供するよう努めるものとする。

(イ) 国等は、官公需の受注に意欲的な中小企業者の受注能力の向上に資するよう、中小企業者の相談に応じ、資格登録、入札に関する手続等について情報を提供する等必要な指導に努めるものとする。このため、特に、契約担当官等（公団等においてはこれに準ずる役職）を置いている部局ごとに官公需相談担当者を明確にし、必要に応じ「官公需相談日」を設けるほか、国等の主要発注機関一覧及び官公需施策の概要の活用等により、中小企業者からの相談が円滑に行われるよう努めるものとする。

(ウ) 国等は、中小企業者の創業を支援するため、国等の支援策を利用する等研究開発に意欲的な中小企業者の研究成果に関する情報の周知を図る等により、中小企業者の自主的努力を助長するよう努めるものとする。

(14) 阪神・淡路大震災の被災地域の中小企業者に対する配慮

国等は、阪神・淡路大震災の被災地域の中小企業者に対して特段の配慮を払い、その受注機会の増大に努めるものとする。

官公需に係る施策の推進

(1) 国等は、本方針の一層の普及及び徹底を図るものとする。また、国等の地方支分部局等は、官公需確保対策地方推進協議会の運営等により、地方の実情に即して、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

(2) 各省各庁等は、上記の諸項目に関する措置状況を中小企業庁あて通知するなど、中小企業庁と密接な連絡を取るとともに、本方針の進行について地方支分部局等を指導する等適切な管理を行い、本方針の実施について遺憾のないよう努めるものとする。

(3) 国は、地方公共団体に対し、中小企業者の受注機会の増大のための措置を講ずるよう要請しているところであるが、その実施に際しては、公共工事の効率的執行の確保に留意し、行き過ぎた施策をとらないよう要請する。

『「経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針」の実現に向けて IT革命を起爆剤とした躍動の10年へ』のポイント

本報告は、「経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針」（平成11年7月に閣議決定した2010年頃までの経済運営指針、以下「あるべき姿」）の進捗状況と今後の課題をまとめたもの。

第1部では、「あるべき姿」の実現に向けた当面（3年間程度）の戦略的政策課題を、第2部では、「あるべき姿」で示された政策の推進状況と今後の課題を記述。

第1部：「あるべき姿」の実現に向けた当面の戦略的政策課題 IT革命を起爆剤とした躍動の10年へ

（基本的なメッセージ）

これまでの官民をあげた構造改革の努力と財政金融面からの大胆な総需要政策の効果もあって、景気が緩やかな改善傾向を続けている。こうした中で、最近、IT革命の始動等21世紀初頭における日本経済の新しい発展へとつながる重要な動きがみられる。いわゆる「三つの過剰」や公債残高の増大など経済には依然として様々な不安材料が残されているものの、この機を捉えて、これらの動きを本格化し、定着化させるための政策を実行することにより、現在の景気の回復傾向を経済新生の新しい発展軌道へとつなげていくことが可能。

以上の認識に立って、時機を逸することなく、当面、次の政策課題に戦略的に取り組むことが必要：1．IT革命を起爆剤とした新しい経済発展

- 2．静脈産業の発展を通じた効率的な循環型経済社会の構築
- 3．安心でき活力ある高齢社会の構築

1．IT革命を起爆剤とした新しい経済発展

IT革命の推進を政府における当面の最重要の戦略的課題として位置付け、これを起爆剤として我が国経済に再びダイナミズムを取り戻し、新しい経済発展の展望を確固たるものにしていくことが必要。

(1) IT革命推進に当たっての基本的考え方

IT革命の推進に当たって、政府としては、以下のような基本的考え方に基づいて政策を実行していく必要がある：

スピードの重視

民主導の変革

新しいネットワーク社会への対応

(2) IT革命を起爆剤とした新しい経済発展を実現するための方策

IT革命が経済社会にダイナミズムと創造性をもたらし、新しい経済発展の実現に向けてその効果が最大限に活かされるためには、情報通信の高度化等ITに直接関係する範囲を越えて、企業経営のあり方、労働、雇用のあり方、さらには、市場の枠組を形成する法制度のあり方

までも含む経済社会の幅広い分野における変革が必要。こうした観点に立って重要政策課題を統一的に位置付けた上で、以下の方向に沿って重点的取り組みをすすめていくことが重要。その際、デジタルデバイドや雇用のミスマッチ等IT革命に伴い懸念される側面に対しても適切な対応が求められる。

予算・人員の重点配分と既存のネットワーク基盤の有効活用

- ・重要政策課題への予算・人員の重点配分

- ・公的部門において整備されてきた光ファイバー網等の大容量通信手段の民間への開放等
ネットワーク社会における経済取引に対応した新たな市場の枠組みの構築

ネットワークの高速・大容量化と低廉・定額化、モバイルの積極的活用、放送のデジタル化、通信と放送の融合等による情報通信ネットワークの高質化を推進するとともに、早急に新たな市場の枠組みを構築することが重要：

- 1) ネットワーク取引に対応した制度の整備

- 2) 安全・危機管理対策の強化

我が国をグローバルなIT革命の中心に位置付けるための方策への積極的取り組み

IT革命時代において国際競争力を確保していくためには、日本を常にグローバルなIT革命の中心に置いておくことが必要。そのため、1) 技術・システム開発の推進、2) 世界の情報ビジネス、ネットビジネスが日本に立地するような環境の整備、3) インターネットのグローバルガバナンスへの貢献、4) 欧米のみならずアジア諸国とも協調した標準化活動の推進に取り組んでいくことが重要。

IT革命の成果を最大限に生かすための物流のスピード化の促進

- ・物流システムの標準化・シームレス化・ペーパーレス化の促進

- ・ITを活用した物流の効率性の向上

IT革命時代の変革とスピードに対応できる経済社会システムの構築

- 1) 企業活動面での変革へのサポート

- ・企業経営、組織の変革を支える事業環境の整備

- ・変革の主体となるベンチャー等へのサポート

- 2) 労働市場の機能強化と労働者の能力開発への支援

- 3) 教育におけるグローバルリテラシーの確保

2. 「静脈産業」の発展を通じた効率的な循環型経済社会の構築

- (1) 基本的考え方

現在の大量生産 - 大量消費 - 大量廃棄の経済行動がそのまま推移すれば、近い将来において最終処分場の制約から持続的な経済成長が困難となることも想定される。こうした事態を回避し、環境と調和を保ちながら長期的な経済成長を達成するためには、廃棄物のリデュース、リユース、リサイクルを基礎とした循環型経済社会を実現することが緊急の課題。最近、「循環型社会形成推進基本法」の制定等関連法制の整備をはじめ本格的な取り組みが始まっているが、この機会を捉えて取り組みを強化し、市場競争を通じて静脈産業を育成することにより、効率的な循環型経済社会の構築を進めていくことが必要。

(2) 静脈産業発展のための課題と方策

循環資源に係る適正な市場の形成

不法投棄をはじめとする不適正な処理を行う業者が、不当な処理価格により選択されて、優れた技術を有し適正な処理を行う業者が結果として市場から排除されるという逆選択が生じないようにすることが基本的な課題。そのため、取引当事者が相互に説明を強化し、それぞれの責任を果たすとともに、違法行為の監視及び抑止を徹底することが重要。また、産業廃棄物の最終処分場の確保等に関しては、必要に応じて、公共の関与が求められる。

静脈産業の飛躍的な生産性向上

静脈産業の生産性向上を実現する上では、1) 最適な物質循環の範囲、既存の動脈産業基盤や都市・商機能との関係等を考慮した広域的な観点からの産業立地、施設配置と産業基盤整備、2) 新規参入の促進や廃棄物中継施設の効率性向上等を通じた効率的な静脈物流の形成、3) 事業者間の連携や統合による経営基盤強化への支援等の取り組みが非常に重要。

以上に加えて、1) あらかじめ廃棄物になった場合の処理工程を考慮した製品等の設計・製造、2) 廃棄物が中間処理のプラント等に効率的な形で投入されるような効率的な収集、3) 再生された部品及び素材がそれを使用した製品の製造者に戻るというクローズド・マテリアル・リサイクル等の推進が重要。

その他の重要方策

- ・市場のグリーン化
- ・ITの活用
- ・循環資源に係るデータの整備等

なお、静脈産業が効率的に機能し、資源が円滑に循環するためには、多くの課題を解決していかなければならず、それぞれのシステムの実施後も、関係者による評価を行い、問題があればシステムを迅速に修正していくことが必要。

3. 安心でき活力ある高齢社会の構築

(基本認識)

本年4月からスタートした介護保険制度は、これからの高齢社会における「安心」の大きな柱を提供するもの。さらに高齢社会の安心を確保していくためには、介護に加え、年金、医療等総合的な社会保障の面でこれからの人口の動態に対応できる、安心でき効率的な制度としていくことが必要。また、高齢社会を活力あるものとしていくためには、これまで潜在的な能力を十分に生かせる環境が整備されていなかった高齢者と女性が意欲と能力に応じて働き、社会参加できるようなシステムを構築することが重要。これから数年のうちに労働力人口が減少に転じることになるが、そうなる前に、介護保険制度のスタートを契機として、安心でき活力ある高齢社会の基礎を早急に固めることが肝要。

・安心でき、かつ効率的な社会保障制度の構築に向けた総合的検討

今般、国民年金法等の改正が行われたところであるが、引き続き、年金制度に関する諸問題を含め社会保障制度が将来にわたり安定した効率的なものとなるよう、年金、医療、介護などを総合的にとらえて検討を行い、国民にとって安心と納得のできるシステムを早急に確立していくことが必要。

・介護保険制度の定着と介護ビジネスの推進

(1) 基本的考え方

本年4月からスタートした介護保険制度は、市場を通じて、高齢者介護サービスを必要に応じて十分に受けられる仕組みを整えるもの。高齢者介護の核となるものは公的介護サービス（介護保険給付対象サービス）であり、早急にそのサービス提供体制の整備を進めることが重要。安心してサービスを受けられることを人々が確信するようになれば、将来への不安要因の減少につながり、現在の消費性向を引き上げる効果が期待される。また、公的介護サービスを呼び水として介護関連ビジネスが大きく成長し、新たな市場を形成していくものと期待される。

(2) 介護サービス市場整備の政策課題

サービスの評価結果における個人差が大きいこと、プライバシーの保護も課題となること、サービスの提供が第三者の目の届きにくい場所で行われることもあること、消費者保護の面からもサービスの適切な実施を確保する必要があること等の特性に十分留意し、介護サービス提供体制を整備することが重要。

介護要員の確保

ホームヘルパーなどの良質な人材の確保が市場の整備を図る上で最も大きな課題。介護要員の養成課程の充実、適切な職員処遇の確保、保育サービスの提供・充実などの就労支援等の措置を積極的に講じる必要がある。

利用者本位の仕組みの整備

ケアマネジャーの中立・公平性を確保しその機能を強化する他、弱い立場にある利用者が不利益を蒙ることなく、安心して介護サービスを利用できる環境を作り上げるため、早急に以下の仕組みを確立することが必要：

- ア．利用者の選択に資するような情報提供や介護サービスを公平に評価する仕組み
- イ．利用者の苦情等に適切に対応し、事業者に対し適切な対処を促す仕組み等

新規参入促進のための事業者への支援

サービス提供体制の確保のために、早急に民間事業者の新規参入を促進する必要がある。新規参入する上で参考になる情報の提供、公的機関による資金的支援、新規参入希望者に対する相談援助等の支援措置を積極的に講じることが重要。

・少子高齢・人口減少社会における高齢者と女性の能力発揮システムの構築

(1) 基本的考え方

これからの我が国経済社会においては、年齢・性別にかかわらず個人が意欲と能力に応じて社会に参画していく条件を整備していくことが重要。このことは、結果的には総人口の中で働く人の割合を高めることになり、高齢化のもたらす我が国経済への負担の軽減に資する。

(2) 能力発揮システムの構築に向けての方策

年齢にとられない高齢者の能力発揮

- ・高齢者の作業適性に関する調査をすすめ、高齢者に適した雇用・就業機会、作業・勤務形態を提供
- ・高齢者の起業・創業の支援、高齢者が活動しやすい街づくりの推進等

エンプロイアビリティの向上と労働移動しやすい労働市場の整備

1)ミスマッチの解消に資する情報提供機能の強化

2)労働者の能力開発支援の拡充

3)個人の能力が適正に評価されるようなルールづくりを含めた労働市場の整備

・雇用に関する年齢差別禁止という考え方についての検討等

男女共同参画の推進

・育児・介護休業の取得促進等

・男女雇用機会均等法の趣旨・目的の積極的な周知等

第2部：「あるべき姿」の推進状況と今後の課題

(基本的なメッセージ)

多様な知恵の時代への大きな潮流の変化の中で、「あるべき姿」の実現に向け、さまざまな取り組みが見られ、広範な分野での規制改革、循環型経済社会構築に向けた法制度整備、行政改革等、構造改革は着実に進展。ただし、急速な環境変化や将来を展望した場合、残された課題も依然多く、「あるべき姿」の実現に向けて、引き続き残された政策課題に取り組んでいくことが重要。

「あるべき姿」で示された政策方針について、引き続き取り組むべき主な課題は以下のとおり。

1. 多様な知恵の社会の形成

(1) 市場と事業環境の整備

透明で公正な市場と消費者主権の確立

規制改革の推進、司法制度改革

魅力ある事業環境の整備

コーポレート・ガバナンス、円滑な創業・起業の環境整備

個人がより自由に選択したり挑戦できる環境の整備

雇用労働分野における法制度等の適切な運用

(2) 多様な人材の育成と科学技術の振興

教育の充実

特色ある教育の推進、教育の情報化

外国人労働者の受入れによる多様性と活力の確保

専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れ推進

科学技術の振興

科学技術創造立国に向けた新科学技術基本計画の策定

(3) 多様な知恵の社会における地域経済と社会資本

「小さな大都市」構想の推進、独自の産業・文化を持つ地域づくり、電子政府の実現、スマートインフラ等の社会資本整備

(4) 首都機能移転の検討

国会等移転審議会答申を踏まえ、国会を中心に検討

2．少子高齢社会・人口減少社会への備え

- (1) 安心でき、かつ効率的な社会保障
年金、医療、介護等、社会保障制度を総合的に検討
- (2) 年齢にとらわれない経済社会
年齢差別禁止という考え方について検討
- (3) リカレント型のライフコース
生涯学習環境の整備
- (4) 少子高齢社会における街づくり
「歩いて暮らせる街づくり」の推進、公共施設のバリアフリー化、交通円滑化対策
- (5) 少子化への対応
新エンゼルプランの着実な実施

3．環境との調和

- (1) 循環型経済社会の構築
循環資源に係る適正な市場の整備、静脈産業の形成
- (2) 地球温暖化をはじめとする地球環境問題への対応
京都議定書の早期発効、新エネルギー等の開発・導入
- (3) 環境にやさしい安全な持続的発展を支える社会資本
道路、河川、港湾等の環境の整備。国土保全事業、生活環境の保全

4．世界秩序への取り組み

- (1) 世界経済のルールづくりへの取り組み
WTOにおける包括的なラウンド交渉の早期立上げ、安定的な国際通貨金融システムの確立
- (2) アジア地域の中での役割
アジア域内の連携推進、円の国際化
- (3) 「世界の知的活動拠点」の形成
魅力あるコンテンツの創出、世界への情報発信、知的交流の促進、インパクの推進
- (4) 国際経済協力のあり方
21世紀における国際経済協力の展望について検討

5．政府の役割

- (1) 行政の効率化と財政再建
政策評価の実施、PFIの推進等行政の効率化と透明性確保。財政再建については、我が国経済を本格的な回復軌道に乗せた上で、総合的な検討を踏まえて抜本的に措置
- (2) 地方の自立
地方の自己決定能力と自己責任を強化する観点から、地方税の充実確保の方途について検討。中長期的に市町村合併や地方分権の進展状況を踏まえ、府県合併、道州制等府県レベルの行政の広域化について幅広く検討

「平成12年版労働経済の分析」(労働白書要約)

高齢社会の下での若年と中高年のベストミックス

我が国経済は、景気には少し明るさがみえはじめている中で、雇用失業情勢は、求人や所定外労働時間の増加等いくつか明るい動きもみられるものの、2000年2月、3月の完全失業率は4.9%と既往最高となるなど、依然として厳しい状況が続いた。ただ、そのうちいわゆる需要不足による失業は約4分の1であり、それ以外の4分の3は需給のミスマッチなどによる構造的・摩擦的失業であり、現在の失業問題には、構造的な問題が大きく横たわっていることがわかる。構造要因として、様々な要因が考えられるが、その中で、若年者の意識の変化や若年者に偏りがちな企業の雇用需要構造なども、一方で雇用需要がありながら、他方で失業が増加してしまう要因になっていると考えられる。

今後、10年間に、高齢化の一層の進展の下で、若年者の急減と高齢者の急増という大きな供給構造の変化が確実に進む。そのような中で、需要側の対応が進まないと、年齢間のミスマッチがさらに拡大し、構造的失業を一層増加させてしまうおそれもある。そうならないためには、企業において「より少ない若年とより多い中高年」による仕事の進め方が確立される必要があり、それは同時に企業が活力を維持し続けるためにも不可欠なことである。

加えて、若年者の自発的離職失業の趨勢的な高まりやいわゆるフリーターの増加には、彼らの就業意識の変化が大きく影響していると考えられる。こうした若年者の就業意識の変化にどう対応し、どう働きかけていくかということも、構造的失業問題への対応を考える際に重要な要素である。

そこで、「平成12年版労働経済の分析」(平成12年版労働白書)では、第 部「平成11年労働経済の推移と特徴」において、景気の緩やかな改善がみられる中で、依然として厳しい労働経済の動向について、1999年を中心に分析した。また、第 部「高齢社会の下での若年と中高年のベストミックス」では、高齢化のマクロ経済や労働市場に及ぼす影響などについて概観するとともに、若年者の就業意識や高齢化の下での様々な雇用問題について、実態を分析し、若年者、中高年各々がその能力を十分に発揮できる状況、いわば働き方における若年と中高年のベストミックスの道を探った。

その概要は以下のとおりである。

第 部 平成11年労働経済の推移と特徴

1999年(平成11年)の雇用・失業情勢は、年平均の完全失業率が4.7%と前年より0.6%ポイント上昇し、既往最高となるなど厳しい状況が続いた。景気の緩やかな改善を受けて、年央以降求人倍率の上昇など若干の持ち直しの動きもみられるが、完全失業率が2000年2月、3月と既往最高の4.9%となるなど、依然、厳しい状況が続いている。現金給与総額は2年続けて減少した。総実労働時間は引き続き減少した。消費者マインドに持ち直しの動きもみられるが、収入の低迷から消費支出には足踏みがみられる。

第1章 雇用・失業の状況

(年前半悪化し、年後半に明るい動きもみられたが依然として厳しい雇用・失業情勢)

1999年の雇用・失業情勢は、年前半にかつてない雇用過剰感の高まりの中、雇用調整が強まり、雇用情勢が一段と悪化し、非自発的離職失業が増加し、完全失業率は3月4.8%と既往最高、求人倍率も5月には0.46倍と既往最低となり、雇用者数の減少幅も、年前半は1998年を上回った。年後半以降は、景気の緩やかな改善を受け、製造業所定外労働時間や求人が増加に転じ、雇用調整の動きが鎮静化し、求職者も減少に転じ、有効求人倍率も上昇した。しかし、雇用過剰感は若干低下したが、依然高水準であり、採用抑制の中、新規学卒就職状況は依然厳しく、雇用者も常雇の減少、臨時の増加が続く等厳しい側面が依然残っている。完全失業率は、2000年2月、3月4.9%と既往最高を更新した。

第2～4章 賃金、労働時間等の動向

(2年連続して減少した現金給与総額と引き続き減少した総実労働時間)

所定外給与が増加したが、所定内給与が初めて減少し、特別給与も大幅減少が続いたことから、現金給与総額は2年続けて減少した。総実労働時間は、生産の持ち直しから所定外労働時間の減少幅が縮小したが、出勤日数の減少により所定内労働時間が減少したことから引き続き減少した。勤労者家計は、消費者マインドに持ち直しの動きがみられたが、実収入の現行の調査開始以来最大の減少から消費支出は大幅な減少となった。

第 部 高齢社会の下での若年と中高年のベストミックス

第1章 経済構造変化と高齢化の進展

業況の改善にもかかわらず、雇用過剰感の高まりなどから、一部の企業では入職抑制を中心とした雇用調整を伴うリストラクチャリングを実施、計画する動きがみられ、その厳しさは第1次石油危機時に匹敵する。一方、新たな雇用創出の動きもみられる。また、パートを多く活用する業種・業態の拡大などから非正規雇用比率がこれまで以上のテンポで拡大しているが、同一企業での一般からパートへの代替は比較的少ない。

高齢化のマクロ経済への影響としては、技術進歩の活発化、消費需要の拡大等、需給両面でプラスの効果を期待できる。労働力人口の少子・高齢化に対応して企業の雇用需要構造を変革していく必要がある。労働力人口減少への対応としては、高年齢者、女性の有効活用をまず考えるべきである。

第2章 若年者の雇用・失業問題

学卒労働市場は厳しい状況にあり、供給側の要因も働いて、学卒無業者比率は高卒で3割を超えている。若年の失業は自発的離職による失業が最も多く、親等の経済的支えによる側面もあると思われる。若年者の自発的離職率の最近の高まりはフリーターなど離職の多い非正規労働者のウェイトの上昇によるところが大きい。

最近の若年層の就業行動の背景には、職業に対する目的意識の希薄化や経済的豊かさなどの影響がある。近年増加しているフリーターの意識は多様であり、「自己実現型」、「将来不安型」、「フリーター継続型」、「その他」の4つに類型化できる。フリーターの3分の2はいずれは定職に就きたいと思っているが、実際には能力開発機会の乏しさから正規雇用への移行がうまく

いかない者もいる。先の見通しの無い離転職の増加は、本人のみならず社会にとっても技術・技能の蓄積等の面で損失が大きい。

新卒採用を基本としつつ、大企業を中心に、緩やかながら中途採用拡大の動きがみられる。今後、転職による産業間労働力調整の必要性も高まる。中途採用市場の整備に向けた課題への対応が必要である。学卒採用システムについては、仕事を選ぶ際に必要な知識などの付与や、職業や職場の実態に接し、体験する機会の提供が重要である。

今後、若年者意識や産業構造変化に伴う構造的問題への対応が重要である。学校から職業への円滑な移行のためには、企業内での長期的育成システム、若年者の初職選択への真剣な取組やその環境作りの他、学校、行政、企業が一体となったマッチングが重要である。特に高卒については、質の向上に加え、より広い範囲の企業へのアプローチなどの取組が必要である。また、再チャレンジ可能な柔軟なシステムとなるよう、企業外の職業能力開発機能の充実などを図るとともに、企業における定着対策等が重要である。

第3章 高齢化と雇用・就業問題

現在、60歳までの失業の方が深刻であるが、団塊の世代が60歳代前半にさしかかる10年後には、65歳までの就業の必要性が増すものと考えられ、それまでに雇用・就業機会確保のための環境条件を整備する必要がある。60歳代前半層で過去と比較すると、雇用者割合は大きく上昇し、しかも55歳当時の企業での継続雇用が増加している。

60歳男性の平均余命は20年と、60歳定年が言われ始めた1970年頃と比べ5年延びている。高年齢者雇用を考える際に、専門的知識の蓄積など年齢とともに上昇していく能力を有効に活用する仕組み作りが重要である。我が国高年齢者の就業意欲は国際的にも高く、厚生年金支給開始年齢の引き上げは、就業への動きをさらに強めることが予想される。

賃金カーブはフラット化している。成果主義的賃金の拡大が予想されるが、企業の評価制度は課題が多い。高齢化の下で昇進の遅れがみられる。逆転人事も珍しくなくなっており、企業は、職位でなく仕事そのもののやりがいで労働者のインセンティブを引き出す新しいシステムを形成しつつある。65歳までの雇用継続は徐々に広がっている。継続雇用で、賃金や雇用形態は変わるが、仕事の内容や勤務形態は変わらないことが多い。

中高年齢者の再就職はこれまでの職種領域をベースとした移動が主体であることを踏まえた能力開発が必要である。求人者の年齢要件設定が中高年の再就職を困難にしている。出向の機能としては、移動のショックの緩和、雇用機会の確保があるが、出向先の確保に苦心している。起業者に占める中高年齢者の割合が上昇している。

引退過程では、経済的な面で就業の必要性が低下しており、就業理由も生計目的以外の理由が増加している。一方、諸外国と比較してみると年金等への将来不安や、人とのつながりが希薄であることが老後生活への満足度を低めている。精神的にも豊かな老後生活を送るためには、若い時からの働き方を含め、地域等とのバランスのとれた関わりを考える必要がある。

高年齢者活用の条件は、(1)年齢による制約の少ない賃金・処遇制度、(2)第一線でそれまでの経験をいかした業務、(3)責任、権限の分権化である。65歳までの雇用機会確保のための方向性は、(1)今後10年間の65歳定年制への労使の自主的取組、(2)65歳までの本格的就業機会確保に向けた段階的な取組、(3)企業の年齢に対する固定観念の払拭(求人年齢要件の緩和)、(4)確固たる能力を確立するための自己啓発への支援である。

平成12年版通信白書要旨

郵政省では、情報通信全般に渡る現状と政策を、広く国民の皆様にお知らせするため、毎年、「通信に関する現状報告」(通信白書)を公表しています。

平成12年版通信白書は、今や普及の著しい「インターネット」と、「携帯電話などのモバイル通信」を取り上げる「第1章IT(情報通信技術)がひらく21世紀-インターネットとモバイル通信が拓げるフロンティア-」、情報通信の普及状況や利活用状況を明らかにする「第2章情報通信の現況」、そして主に郵政省の情報通信政策を紹介する「第3章情報通信政策の動向」の3章構成になっています。

第1章 ITがひらく21世紀-インターネットとモバイル通信が拓げるフロンティア-

来たるべき21世紀において、我が国は避けることのできない、いくつかの課題に直面すると考えられる。国民、企業、さらに政府がこれらの影響を受け、対応を迫られている。

21世紀には、少子高齢化、グローバル化、生活の多様化、環境問題などに対する対応が一層求められる。

一方、近年のインターネットやモバイル通信の普及などに象徴される「IT(情報通信技術)革命」が、既に進行しつつあった工業社会から情報社会への移行を加速させている。

特集では、IT(情報通信技術)が、これらの21世紀の諸課題の克服に対していかに貢献が出来るかについて、分析を進めていく。

1. 21世紀の情報通信

(1) 情報通信のトレンド

インターネット及びモバイル通信は、我が国の情報通信分野において急速にその重要性を増してきている。現在、自宅でパソコンを利用する人の9割近くがインターネットなどに接続しているか、接続する意向を持っている。11年度におけるパソコンの国内出荷台数は、対前年度比31.9%増の994.1万台、カラーテレビの国内出荷台数は、対前年度比0.3%減の1014.6万台となっている。また、東西NTT加入電話契約数は、11年度末には、5545万となったが、モバイル通信(携帯・自動車電話及びPHS)の契約数の合計は5685万台となっている。さらに、11年から開始された携帯電話端末単体でのインターネットアクセスサービスは、インターネットへのアクセスを身近なものとした。例えば、NTTドコモグループのiモードは、サービス開始のおよそ1年後である12年2月末現在で447万契約に達しており、@Nifty(366万契約)、BIGLOBE(285万契約)等の他の大手プロバイダなどと比較しても、我が国で最も契約数の多いISPとなっている。

(2) インターネットの普及

11年末における我が国の15~69歳までのインターネット利用者数は2706万人(対前年比59.7%増)と推計され、17年(2005年)には7670万人に達するものと推計される。また、インターネット普及率は、世帯が19.1%、事業所が31.8%、企業が88.6%となっており、様々な場

所におけるインターネットの利用が拡大を続けている。

(3) モバイル通信の普及

電気通信技術審議会「次世代移動通信方式委員会報告」(11年9月)では、IMT-2000だけでなく、携帯・自動車電話及びPHSを含めた将来の公衆陸上移動通信サービス全体に対する需要を予測しており、12年度末(2000年度末)には6450万契約、22年度末(2010年度末)は8100万契約に達するとしている。この数値を参考に17年度末(2005年度末)の総契約数を試算すると、7903万契約に達するものと推計される。

2. 21世紀のビジネス

(1) 概況

インターネットビジネスには大きく分けて、「インターネットコマース」と「インターネット関連ビジネス」がある。本白書では、インターネットビジネスを「TCP/IPを用いたネットワーク上の商取引及びそのネットワーク構築や商取引に関わる事業」と定義した。このうち、特に11年から新たに開始されたマイクロブラウザ内蔵の携帯電話端末等を接続端末とするビジネスについてはモバイルビジネスと定義し、内数として計上した。11年における、これらの市場規模は、合計で21兆1756億円となっている。

(2) インターネットコマース最終消費財市場

インターネットコマース調査によれば、我が国における11年のインターネットコマース最終消費財市場の市場規模は、3500億円(対前年比約2.1倍)となっている。これは全産業の最終需要の0.06%に相当し、インターネット人口一人あたりに換算すると約12934円に相当する。また、同市場は、2005年には7兆1289億円に達するものと予想される。なお、米国IDC社の調査によれば、米国の1999年の最終消費財市場は340億ドル(3.9兆円)となっており、これは我が国の11.1倍の規模となっている。

(3) インターネットコマース中間財市場

インターネットコマース調査によれば、11年(1999年)の我が国におけるインターネットコマース中間財市場の市場規模は、14兆4298億円と推計された。これは、全産業の中間需要の3.3%に相当する。今後は、インターネット技術が急速に普及したことに伴い、現在中間財の取引を電子化していない企業や、EDIで実施している企業がTCP/IPを用いたインターネットやエクストラネットにおける取引に移行していくことが予想される。そのため、インターネット中間財市場規模については、2005年には103兆4219億円に達するものと推計される。

(4) インターネット関連ビジネス

インターネット関連ビジネスは、(1)インターネット接続ビジネス市場、(2)インターネット接続端末市場、(3)インターネット構築関連市場、(4)インターネット周辺ビジネス市場、の4つに分類される。11年におけるこうしたビジネスの市場規模の総額は、6兆3958億円(対前年比60.3%増)となっている。また、今後もインターネットの普及に伴い、17年(2005年)には31兆2500億円まで拡大するものと予想される。

(5) モバイルビジネス

モバイルビジネスの市場は、(1)マイクロブラウザ内蔵の携帯電話・PHS又は携帯情報端末(単体)から、C-HTML等の言語で記述されたインターネット上のコンテンツにアクセスして

有料情報の提供を受けたり、商取引を行う「モバイルコマース市場」、(2)モバイルコマースに関連して発生する端末、通信料金、移動通信事業者が提供するインターネット接続サービスの利用料等の「モバイルコマース関連ビジネス市場」の2つに分類される。郵政省が実施した事業者に対するヒアリング等の調査から推計した、我が国における11年のモバイルビジネスの市場規模は1729億円であり、17年(2005年)には4兆5206億円まで拡大すると予想される。

3. 21世紀の暮らし

(1) 概況

インターネット利用の増加は、テレビや雑誌等、既存のメディアに接する時間に影響を与えている。特に、「テレビを観る時間」が減ったとするユーザーが半数近くに達している。一方、携帯電話・PHSは、従来、情報通信が難しかった移動中や待ち時間を利用するため生活時間の变化というよりは生活時間に対する考え方を変化させている。

(2) 障害者

インターネットやモバイル通信を有効に活用することにより、障害者はコミュニケーションを拡大し、必要な情報をより容易に入手することが可能になる。このため、障害者の自立・社会参加が促進され、生活の質的向上につながると考えられる。「障害者アンケート」によれば、インターネット利用により生活が向上した理由として、「情報収集がしやすくなった」(64.4%)、「趣味・娯楽が増えた」(61.1%)を挙げる利用者が多くなっている。また、聴覚障害者にとって、文字情報を送受信できる情報通信メディアは貴重である。聴覚障害者が、携帯電話・PHSを使い始めて生活がよい方向に変わった理由として、「安心して外出できるようになった」(60.6%)、「文字情報を送受信できることで通話がしやすくなった」(55.8%)、「障害のハンディを補うことができるようになった」(48.1%)点を挙げていた。

4. 情報通信の課題

(1) インターネットに関する総合的な研究開発の推進

インターネット利用者の増加やマルチメディア化の進展に伴い、インターネットの超高速化・大容量化の実現とともに、パソコンに加え、デジタル・テレビから携帯端末等の情報家電まで、更にはメモリやCPU等電子機器に埋め込まれたデバイスまで、あらゆる機器にインターネットに対応させるための技術開発の重要性が高まってきている。

郵政省においては、インターネットの総合的な研究開発を図るため、ミレニアム・プロジェクトにより、1)次世代インターネットに関する研究開発等、2)情報家電を活用したインターネット技術の研究開発、3)スーパーインターネットに関する研究開発を実施することとしている。

(2) デジタル・ディバイド

世界の地域別インターネット普及率をみると、利用者数と同様に米国・カナダの普及率(45.7%)が非常に高く、次いでヨーロッパ(9.9%)、中東(2.2%)となっており、米国・カナダとその他の地域における普及率の格差は非常に大きい。

「通信利用動向調査(世帯調査)」により、インターネットを利用している世帯の属性に基づき分析すると、居住する都市の規模が大きいほど、世帯主の年齢が若いほど、世帯年収が高い

ほどインターネットの普及率が高くなっており、地域、年齢、所得によって格差が生じていると考えられる。

第2章 情報通信の現況

1．情報通信産業

平成10年における、我が国の情報通信産業の実質国内生産額は112.9兆円となり、全産業に占めるシェアは12.5%にまで成長している。

2．電気通信サービス

10年度の総通話回数は1237.9億回で、対前年度比1.0%増となっている。また、総通話時間は50.8億時間で、対前年度比5.0%増となっている。これを発信別にみると、加入電話等からの通話時間は42.4億時間（対前年度比0.6%減）と減少した。一方、携帯・自動車電話及びPHSは、それぞれ7.2億時間（同56.1%増）、1.1億時間（同7.1%増）と増加しており、特に携帯・自動車電話は、急速な伸びを示している。

3．放送サービス

「衛星放送」は、現在、アナログ放送を提供するBS放送、主にデジタル放送を提供するCS放送とも、契約数は順調に伸びている。NHKのBS放送は、平成11年度には、1000万契約を超えている。

4．郵便サービス

総引受郵便物数（内国郵便物数と国際差立郵便物数の合計）の推移についてみると、11年度は261億通（対前年度比0.9%増）と過去最高である。内国郵便物数の推移についてみると、11年度は通常が257億通（同0.9%増）で5年連続の増加、小包が319万個（同1.0%増）で4年ぶりに増加となった。また、11年度の国際郵便物数の推移については、差立物数は減少しているが、到着物数は増加している。

第3章 情報通信政策の動向

1．電気通信市場の改革

郵政省では、21世紀初頭を視野におき、電気通信分野において新たに取り組むべき政策として、競争政策の一層の推進、インターネットの普及・高度化、電波利用の一層の促進・高度化、情報通信利用環境の整備を内容とする「第三次情報通信改革」を推進しているところである。

2．放送の高度化

地上放送のデジタル化については、10年10月に出された地上デジタル放送懇談会報告を受けて、関東・中京・近畿の3大広域圏については15年末（2003年末）までに、その他の地域については18年末（2006年末）までに本放送が開始されることを目標に環境整備を進めている。通

信・放送機構は、新技術・サービスの開発を推進し、早期の全国的普及を図ることを目的として、全国10か所の地上デジタル放送研究開発用共同利用施設及びこれらを接続する全国ネット中継実験設備を整備し、11年8月から7か所で、11年12月から全10か所でデジタル放送の実証実験を開始した。

3．研究開発の推進

21世紀の高度情報通信社会を人間と親和性のある豊かなものとするため、通信総合研究所では12年度より5か年計画で、1) 情報通信のヒューマニゼーション技術、2) 次世代マルチギガビット通信プラットフォーム技術、3) ペタビット級ネットワーク基礎技術の研究開発を一体的に実施する。

4．高齢者・障害者対策

高齢者・障害者を含む誰もが情報通信の利便を享受できる「情報バリアフリー」環境の整備を図ることを目的として、11年度においては、情報バリアフリー型通信・放送システムの研究開発、福祉支援情報通信システムの開発・展開、高齢者・障害者のためのホームページ簡易制作システムの実証実験、高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成等の施策を実施した。

5．沖縄振興策の推進

郵政省では、沖縄をアジア・太平洋地域における情報通信ハブとして形成するため、「沖縄マルチメディア特区構想」を提唱し、情報通信分野における、1) 情報通信基盤の整備、2) 人材の育成・研究開発の推進、3) 先進的なアプリケーションの展開、4) 情報通信産業の集積、5) 情報発信機能の強化を促進するための施策を実施しているところである。

また、12年7月には、九州・沖縄サミットが名護市で開催されるなど、政府としては北部地域の振興策に積極的に取り組んでいく方針が決定されており、郵政省も名護市を中心に様々な情報通信施策を展開している。

6．郵便局ネットワークの活用

10年度から、郵便局で近隣市町村のサービス申込みを行うことができる実験を全国5地域において実施しており、11年度からは、その一部(3地域)で、情報端末にテレビ電話機能を付加し、相談サービスを提供する実験を行っている。なお、11年度からは、埼玉県大宮市、大阪府羽曳野市の2市が、住民票の写し及び印鑑登録証明書を発行する自動交付機を試行的に郵便局に設置し、これらの交付を実施している。

郵便貯金では、11年1月より他の金融機関のATM及びCDのオンライン接続による提携を実施しており、12年4月には618機関に拡大した。また、11年12月より、郵便貯金の利用者が携帯電話端末を利用して口座の残高照会等のサービスを受けられるよう郵便貯金ホームサービスを拡充するとともに、12年2月からは、電話による口座間送金(電信振替)サービスを開始した。

石川県における創業者支援融資について

あなたの創業を支援します。

石川県では、平成6年から新規創業を促進するため「創業者支援融資」を創設しております。金利は、固定金利で安心です。さらに、特に、45歳以上の開業者は融資利率で優遇されております。

1 融資対象

県内に居住し、県内で新たに中小企業者として事業を開始しようとするもの（開業後1年未満含む）であって、次のいずれかに該当するもの

調理師や美容師・理容師などの法律に基づく資格を有する者

特許法、実用新案法又は意匠法に基づく技術等の実用化をする者

同一企業3年以上又は同一業種5年以上の勤務経験を有する者

事業を営んでいない者で具体的な事業計画を有する者 など

2 融資条件

融資利率（H12.7.1現在）

年2.05%、ただし、45歳以上の開業者は年1.75%

融資期間

設備資金7年以内（うち、据置1年以内）

運転資金5年以内（うち、据置1年以内）

融資限度額

1,000万円（うち、運転資金は500万円以内）ただし、自己資金と同額又は開業に必要な資金全体の3/4以内が限度

3 信用保証 石川県信用保証協会の信用保証が必須（保証料0.8%）

4 連帯保証人 個人は、本人のほかに2名以上

法人は、代表者のほかに2名以上

5 その他 この融資を受ける場合には、商工会議所・商工会の認定が必要

制度の詳細な内容・認定手続き等に関する問い合わせ

最寄りの商工会議所・商工会

又は、石川県経営金融課（電話 076 - 223 - 9194）

合同企業就職説明会を開催

本会では、平成11年度より実施している中小企業雇用創出支援事業の一環として、7月21日（金）に石川県地場産業振興センター本館大ホールにおいて、県内企業に就職希望の来春卒業見込みの大学院生・大学生・短大生・専門学校生及び既卒者を対象とした合同企業説明会「エクセレントカンパニー石川2001就職フォーラム」を開催した。

当日は、大学生ら約400人が参加、企業側は建設業、製造業、サービス業、小売業などから42社が参加し、面接希望リストをもとに番号札を付けた学生の所に行き、志望動機や資格の有無などを聞き取った。企業の説明に引き続き、後半は学生側から自由に目当ての企業に質問を行う時間が設けられた。

なお、参加企業は次のとおり。

建設・建築・不動産

株式会社アイワホーム、喜多ハウジング株式会社、近鉄ホーム建設株式会社
積水ハウス北陸株式会社、株式会社土井、株式会社ハウジングスタッフ
北陸セキスイハイム株式会社、北陸中央ホーム株式会社

印刷・出版・マスコミ

株式会社フワノ・プロセス

メーカー

伊藤工業株式会社、株式会社オハラ、株式会社金沢ジャーマンベーカーリー
サン・プラント工業株式会社北陸工場、東亜電機工業株式会社、株式会社永島製作所
株式会社ハイテクス、株式会社ハチバン、丸井織物株式会社、株式会社村田
株式会社山下ミツ商店

流通・商社

株式会社アルテシマダ、株式会社イーピーエム・コーポレーション
扇商事株式会社（アミング）、株式会社酒のカワサキグループ、大松水産株式会社
田島建材センター株式会社、株式会社東京ストア、トヨタビスタ石川株式会社
中西株式会社、日本フード関東北陸株式会社、株式会社バザールフーズ、足田産業株式会社
マエダ薬品商事株式会社金沢支社、株式会社マルシン

運輸・通信・倉庫

株式会社丸協物流

外食産業

株式会社エム アンド ケイ、株式会社ロンスター

ソフトウェア・情報処理

エヌジェーケーテクノ株式会社、
株式会社オフィスブレイン金沢支店、
株式会社管理工学研究所北陸分室、
株式会社コンダクト

サービス

P F Uテクノコンサル株式会社



協同組国際化推進事業報告

極東ロシア(ハバロフスク、ウラジオストク)方面視察研修

石川県中小企業団体中央会は、平成12年度協同組国際化推進事業に係る海外視察研修を極東ロシア(ハバロフスク、ウラジオストク)方面へ8月21日(月)から24日(木)まで3泊4日の日程で12人(団長、森岡吉男(社団法人石川県ニュービジネス創造化協会会長))の参加により実施しました。

今回の視察研修には現地の日露合弁企業(ハバロフスク、会社名「ヴォストークメタル」アルミ及び鉄屑リサイクル工場)、極東地域最大のビール製造工場(ウラジオストク、会社名「沿海州ビール」)へ視察、ハバロフスク州政府及び沿海州政府への表敬訪問を行い、現地の動向を調査しました。

ソビエト連邦崩壊後のロシアでは日本を含む西側各国の資本(特に欧米)がすでに入っており、近隣では韓国資本等も入っており、連邦時代から比べると全く変貌し(諸先輩に聞くところによる)、街には物は十分にあり、食べ物が全然ないとか、生活に困っている様子はあまり感じられませんでした。ただし、生活用品は十分にあるとはいえ、国内で生産されたようなものは粗悪品が多く、良質な物は輸入品が多くを占めていました。

視察研修では、現地企業の概要の説明があり、今後の展望及び日本企業との関係について懇談を行い、日本からの投資は歓迎する旨の発言があり、日本と合弁を行いたい企業が多くあることも明らかになりました。

表敬訪問においては、各州の概要、中小企業支援策等についての説明があり、州政府としても日本からの投資を歓迎し、土地取得及び税制等での優遇措置もあることの説明がありました。また、今後も中小企業支援策についても拡大していくことも説明がありました。

しかしながら、インフレ率が年13%、貸出金利が28%、中小企業向け貸出金利で10%と非常に高く、また、ロシアの政治的状況も安定した状況とは言えず、投資をしにくい状況下にあると言えます。ですから、ロシアは現在何を行うにも資金が足りず、どうしたらよいのかわけがわからない状態のようです。

そのためか、工場視察をして分かったことですが、設備投資資金がないため機械設備は数十年前のものをそのまま使用している状況でした(ビール工場)。

今回の視察を通して、ロシア側は日本からの投資を官民とも非常に期待していることが感じられた。



第15回組合交流ゴルフ大会開催

平成12年9月7日（木）、羽咋郡押水町の能登カントリークラブにおいて恒例のゴルフ大会を開催、66名が参加されました。

参加者は、日頃の練習の成果を発揮、ゴルフを楽しむとともにゴルフを通じてチーム内での親睦も深められました。

なお、成績は次のとおりです。

大会結果

優勝	常 少 常 三	(石川県ビルメンテナンス協同組合)
第 2 位	荒 木	進 (石川県鍍金工業組合)
第 3 位	吉 田 勇 治	(石川県ビルメンテナンス協同組合)
ドラゴン賞		
(日本海 6)	柳 瀬 彰 一	(協同組合金沢問屋センター)
"	神 林 政 則	(石川県ビルメンテナンス協同組合)
(はまなす 5)	森 哲 尾	(協同組合石川中央鉄工センター)
"	住 正 和	(住商事株式会社)
ニアピン賞		
(日本海 4)	塚 本 舜	(株式会社塚本巧芸)
"	武 内 寧	(株式会社テラタニ)
(はまなす 8)	塚 本 舜	(株式会社塚本巧芸)
"	鈴 木 均	(大東京火災海上保険株式会社)
ベストグロス賞	武 内 寧	(株式会社テラタニ)



第6回青年中央会交流ボウリング大会開催

平成12年8月19日(土) 金沢市のルネスサンサーカスにおいて第6回青年中央会ボウリング大会が開催されました。

当日は、43人の参加があり、皆さん普段の実力を十二分に発揮して日頃のストレスをピンめがけて発散しながらボウリングを楽しみました。

また、ゲーム終了後、バーベキューにて会員ご家族並びに従業員の方々の親睦及び交流を深め、和やかなうちに終了しました。



優勝 (協)石川県高速道路交流センター
青年部

大橋 幸彦

第2位 輪島市商業(協)青年部

大積 秀行

第3位 石川県電気工事工業組合青年部

柚木 賢

個別専門相談室開催のご案内

さて、このほど組合並びに組合員のみなさまが直面する多種多様な問題に対応するため、本会では個別に専門家を招聘し、個別専門相談室を設け、下記により開催することになりました。

なお、相談につきましては、組合等、中小企業任意グループ及び公益法人等についても対象となります。又、相談は無料となっておりますのでお気軽にご相談ください。

なお、相談希望の方は当日までに本会へご連絡願います。

TEL 076 - 267 - 7711 担当 指導2課・表まで

= 日 程 =

開催日	時間	内 容	専 門 相 談 員
11月20日(月)	10:00 ~ 12:00	税務・経営相談	税理士 坂井 昭 衛
12月8日(金)	13:00 ~ 15:00	法 律 相 談	弁 護 士 久 保 雅 史

= 場 所 =

金沢市戸水町イ80番地

石川県地場産業振興センター本館3階 石川県中小企業団体中央会 会議室

ベンチャープラザ2000石川の参加者募集について

石川県並びに財団法人石川県産業創出支援機構（ISICO）では、県内のベンチャー企業と投資家等との出会いの場として、「ベンチャープラザ2000石川」を開催いたします。

当日は、ベンチャー企業と投資家等のマッチングを目的としたビジネスプラン発表会をはじめ、各種イベントを予定しておりますので、是非、ご参加頂きますようお願い致します。

記

1. 日 時 平成12年11月10日（金）10：30～17：00
2. 場 所 石川県地場産業振興センター本館（金沢市戸水町イ80番地）
3. 内 容

ベンチャー大賞、最優秀ビジネスプラン賞表彰式

特別講演

講師：牧野昇氏（株）三菱総合研究所相談役

ビジネスプラン発表会

ISICOアドバイスコーナー（無料相談）

個別商談コーナー

展示コーナー

お問い合わせ・申し込み先

財団法人石川県産業創出支援機構 新規事業支援部（担当：紺村、平井）

〒920-0223 金沢市戸水町イ65番地 TEL 076-267-1244

FAX 076-268-4911

<http://www.isico.or.jp>

E-mail: info@isico.or.jp